

# 南阿蘇村 復興むらづくり だより



復興推進課  
TEL (67) 1113

## ■被災宅地の復旧費補助

令和元年度末(2020年3月31日)が申請および事前届出の期限となります!

宅地ののり面、擁壁、地盤の復旧、住宅基礎の傾斜修復工事など、被害を受けた宅地の復旧に要する費用の一部を補助する事業(平成28年熊本地震復興基金を活用)は令和元年度末(2020年3月31日)が申請期限となります。

期限以内に申請が出来ない方は事前に届出を行っていただく必要があります。事前届出をしていない方は補助を受けられない場合がありますので、必ず期限内に事前届出を行ってください。

すでに申請書を提出している方は事前届出の必要はありませんが、相談のみを行った方は事前届出が必要となりますので、ご注意ください。

## ■対象となる宅地

平成28年熊本大地震の発生時に住宅の用に供されていた宅地※地震後に購入した宅地、地震発生時に人の住める家屋がなかった宅地などは対象外です。

## ■補助額

工事に要した額から50万円控除した額に3分の2を乗じた額(補助額の上限額633万3千円)

## ■事前届出に必要なもの

- ・事前届出書(復興推進課窓口でお渡し、または村ホームページよりダウンロードできます。)
- ・宅地の被災状況を確認できる資料(写真など)を印刷してお持ちください。

・印鑑

【申請書等提出先】役場 復興推進課窓口

【お問合せ先】

復興推進課 宅地復旧係 TEL (67) 1113

## ■被災者生活再建支援金の申請について

熊本地震による住宅の被害の程度や再建方法に応じて支援金が支給される制度です。まだ申請されていない方はお早めにお問い合わせください。

《支給対象者》

り災証明書の判定が大規模半壊以上の方

【基礎支援金】

住宅の被害の程度に応じて支給される支援金

○支給額

基礎支援金		区分	支給額
複数世帯 「世帯の構成員が 複数の世帯」	全壊世帯	全壊世帯	100万円
	解体世帯	解体世帯	50万円
単数世帯 「世帯の構成員が 単数の世帯」	大規模半壊	大規模半壊	50万円
	全壊世帯 解体世帯	全壊世帯 解体世帯	75万円
単数世帯	大規模半壊	大規模半壊	37万5千円

※住宅が「半壊」「大規模半壊」のり災判定を受け、やむを得ない理由から住宅を解体した場合、「解体」区分での申請が可能です。また、「大規模半壊」区分で申請後、住宅を解体した場合も「解体」区分での差額申請が可能です。

【加算支援金】

住宅の再建方法に応じて支給される支援金

○支給額

加算支援金		区分	支給額
複数世帯 「世帯の構成員が 複数の世帯」	建設・購入	建設・購入	200万円
	補修	補修	100万円
単数世帯 「世帯の構成員が 単数の世帯」	建設・購入	建設・購入	150万円
	補修	補修	75万円
単数世帯	賃貸	賃貸	37万5千円

※被災当初、「賃貸」区分で申請後、その後の将来設計として住宅を新築した場合、「建設・購入」区分での差額申請が可能です。

【申請期限】 令和2年5月13日(水)

## ■災害義援金関係について

熊本地震で被災された方々に配分される義援金です。まだ申請されていない方はお早めにお問い合わせください。

【一部損壊義援金】

り災判定が「一部損壊」の世帯が対象です。生活に欠かせない箇所の修理費用がかかった場合に左記のとおり支給されます。

※内装や外構のみの工事、家電製品の修理は除く。

▼支給額

修理費用30万円以上100万円未満 6万円  
修理費用100万円以上 16万円

【非課税世帯】

熊本地震で被災された方々のうち、非課税世帯への義援金追加配分を行っております。

▼支給額

全壊・解体世帯 20万円  
半壊世帯 10万円

※注意事項

①り災証明書上の世帯員が全員亡くなられた場合は対象外

②一部村外に転出した世帯員がいる場合でも転出先市町村で取得した課税所得証明書等の提出を求め

る

③震災後、新たな世帯員が転入で増えた場合は、要件に含めない

④課税所得証明書は平成30年度のもの

【申請期限】 令和2年3月31日(火)